

兵庫県代協阪神支部 保険業法改正で セミナーを開催

兵庫県代協阪神支部は12月3日午後4時から西宮市のあいおいニッセイ同和損保西宮支社会議室で、あいおいニッセイ同和損保専業・マーケティング開発部代理店ビジネスコンサルタントの川口哲司氏を講師に招き、セミナー(支部例会)を開催した。テーマは「保険業法改正―意向把握・情報提



セミナーの様

供義務(比較説明・推奨販売対応のポイント)」。業法改正後は募集プロセスとして、①意向把握・推定②提案・説明(情報提供義務・比較推奨販

比較説明・推奨販売では、方法として①比較可能な商品を複数提示する「比較説明」②顧客の意向に沿った商品を選別する「意向に沿っての推奨」③自店独自の基準・理由で選別

③意向の比較④意向確認の4つのステップが必要になる。意向把握・確認義務の対象は保険会社、すべての保険募集人である。意向把握の方法では意向把握書面(アンケートや設計書)を代理店が保存、意向確認書を保険会社が保存する。保存期間や保存方法には規定はないが、特定保険募集人には契約締結から5年の保存期間が定まっている。

する「独自基準で推奨」と述べた。態勢整備義務については「法対応はあくまでシニママであって、求められているのは代理店の『自立』と『自律』である」と締めくくった。